

民間賃貸住宅にお住まいの皆様へ

『家賃補助付きセーフティネット住宅』に関するお知らせ

～一定の要件を満たした場合、現在お住まいの住宅に対して家賃補助が受けられます～

横浜市では、入居者の経済的な負担を減らすため、要件を満たす一部の民間賃貸住宅に対して家賃等の補助を行っています。

世帯月収額などの入居者の要件を満たしているか確認するため、手続きが必要になります。詳しくは、補助金事務局にお問い合わせください。

1 入居者の要件

- 世帯月収額が15万8千円以下であること※子育て世帯・新婚世帯は21万4千円以下
- 住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）を受給していないこと
- 市内に在住、在勤であること 等

2 家賃補助額

お住まいの住宅のオーナーに対して、家賃と入居者負担額との差額を月最大8万円（ただし、補助総額480万円/戸まで）補助します。家賃補助により、入居者の方は市営住宅に入居したときと同程度の金額でお住まいいただけます。

※入居者負担額は、入居世帯の月収額、住戸の面積により変わります。

【入居者負担額のイメージ】

	入居世帯の月収額	入居者負担額	家賃補助額	家賃 (60,000円)
例) 住戸の床面積：25㎡、 家賃：60,000円の場合	104,000円以下	16,100円	43,900円	
	123,000円以下	18,600円	41,400円	
入居者負担額は、 16,100円～24,100円 になります。	139,000円以下	21,300円	38,700円	
	158,000円以下	24,100円	35,900円	

- ・家賃補助の対象は、お住まいの住宅のオーナーになります。そのため、家賃等の補助を受けるには、お住まいの住宅をオーナーが「家賃補助付きセーフティネット住宅」として横浜市に交付申請する必要があります。オーナーまたは不動産管理会社に、「家賃補助付きセーフティネット住宅」として、横浜市に交付申請するようご相談ください。
- ・その他、住宅が満たさなければいけない条件があります。詳しくは、補助金事務局までお問い合わせください。

3 お問い合わせ先

【補助金事務局】横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業課 家賃補助付きセーフティネット住宅担当

TEL：045-451-7762

受付時間：8時45分～17時15分（土日・祝日、年末年始を除く）

【制度に関するお問い合わせ先】

横浜市建築局住宅政策課

TEL：045-671-4121

横浜市家賃補助付きセーフティネット住宅

検索

